

議 案 第 109 号

松戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年2月24日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

第6期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険事業に要する費用の総額を賄うため介護保険料を改定するとともに、所得状況等に応じた保険料段階の細分化を図るため。

## 松戸市介護保険条例の一部を改正する条例

松戸市介護保険条例（平成12年松戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「26,760円」を「31,080円」に改め、同条第2号中「26,760円」を「44,040円」に改め、同条第3号中「40,200円」を「46,680円」に改め、同条第4号中「55,920円」を「58,320円」に改め、同条第15号中「134,160円」を「162,000円」に改め、同号を同条第17号とし、同条第14号中「128,520円」を「149,040円」に改め、同号イ中「に係る部分を除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、同号を同条第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

(16) 次のいずれかに該当する者 155,520円

ア 合計所得金額が15,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第7条第13号中「123,000円」を「142,560円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第16号イ」に改め、同号を同条第14号とし、同条第12号中「117,360円」を「136,080円」に改め、同号イ中「又は第14号イ」を「、第15号イ又は第16号イ」に改め、同号を同条第13号とし、同条第11号中「111,840円」を「129,600円」に改め、同号イ中「第13号イ又は第14号イ」を「第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同号を同条第12号とし、同条第10号中「106,200円」を「123,120円」に改め、同号イ中「、第12号イ」を削り、「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号中「95,040円」を

「110,160円」に改め、同号イ中「、第11号イ」を削り、「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号中「89,400円」を「103,680円」に改め、同号イ中「、第10号イ」を削り、「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号中「83,880円」を「97,200円」に改め、同号ア中「3,000,000円」を「2,900,000円」に改め、同号イ中「、第9号イ」を削り、「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「69,840円」を「81,000円」に改め、同号ア中「2,000,000円」を「1,900,000円」に改め、同号イ中「、第8号イ」を削り、「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「62,520円」を「72,600円」に改め、同号ア中「1,250,000円」を「1,200,000円」に改め、同号イ中「、第7号イ」を削り、「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 64,800円

第9条第3項中「若しくはハ」を「若しくはニ」に、「又は第6号ロ」を「、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ」に、「から第6号」を「から第9号」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の松戸市介護保険条例第7条の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。